

桜井市監査委員公表第 3 号

令和 4 年度定期監査（第二次）結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を執行したので、その結果を同条第 9 項により別紙のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 26 日

桜井市監査委員 西岡 良郎
同 土家 靖起

監査結果報告

1. 監査方針

本監査については、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、桜井市監査基準に基づき監査を実施しました。

2. 監査の種類

定期監査(地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項による監査)

3. 監査の対象及び期間

監査内容	令和4年8月31日現在の監査資料による
監査期間	令和4年10月4日から令和4年11月24日まで
対象部課	教育委員会事務局及び教育機関 学校教育課(学校給食センター含) 城島小学校 三輪小学校 織田纏向幼稚園 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局

4. 監査等の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として監査を実施しました。

＊以下の着眼点により監査を実施しました。

①組織、人事配置について	・事業運営上不合理な点は無いか ・職員の勤務状況は適正か
②予算の執行状況、収納事務、支出事務について	・会計区分、年度区分、予算科目を誤っていないか ・調定の時期及び手続は適正か ・支出負担行為は法令等に違反していないか ・支出目的、履行を確認できる資料が整理されているか ・旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数は関係記録と合致しているか
③契約事務(委託・工事)について	・適正な方法により契約を行っているか ・随意契約理由は適正か ・契約の履行確認は適正に行われているか
④負担金、補助金の執行について	・支出対象、支出金額は適正か ・補助金については実績報告に基づく成果の確認が行われているか
⑤公の施設の管理について	・指定管理者の指定は適正、公正に行われているか ・協定書等に必要事項が適正に記載されているか ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か
⑥財産の管理について	・備品台帳に登録されているか ・物品は正しく管理され整理されているか
⑦公金等の保管状況について	・収納金、釣銭等の現金の保管及び取り扱いは適正か ・郵便切手やはがき等の保管は適正且つ差引簿と合致しているか

5. 監査等の実施内容

本年度の監査計画に基づき、事前に対象部課からそれぞれ資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿を照合するとともに、監査当日に関係職員から事情聴取し、事務事業の執行が適正且つ効果的、効率的に行われているかを主眼として監査を実施しました。

今回の監査は、主に主要事業及び予算の執行状況並びに委託料・工事・修繕の契約及び執行、負担金及び補助金、収納事務、備品管理、事務処理が適正かつ合理的・効率的に行われているかを重点的に行いました。

6. 監査の結果

監査を実施した範囲においての事務の執行処理状況等は、関係法令等に基づき概ね適正且つ効率的に執行・処理されていると認められ、軽易な留意事項は口頭により、指摘しました。

次の通り一部において改善・検討を要する事項が見受けられ、該当する各所属長及び担当職員に所見を申し述べるとともに、指導を行いました。今後これら指摘事項には十分留意するとともに、尚一層慎重な事務処理を望むものであります。

その主なものは、次のとおりである。

(1) 収納事務について

ア. 各学校においては在籍児童の、給食センターにおいては卒業生の給食費未収金収納について、日々きめ細かな対応に努められているが、今後においても両者連携を取りながら一層の早期回収に努められたい。

(各小・中学校、学校教育課 共通事項)

(2) 負担金補助及び交付金事務について

ア. 学校教育課から交付されている補助金について公金・準公金の取扱いに注意し、現金及び通帳の管理を徹底されたい。

(各幼・小・中学校共通事項)

イ. 各学校への補助金の交付に関して、関係機関に対し詳細かつ明確な実績報告を求め、報告内容について厳重に精査されたい。また、決算報告書の証拠書類として領収書等は原本の確認をされたい。

(学校教育課)

(3) その他

ア. ケガ等の搬送時にタクシーを利用しているが、児童・生徒のケガについては十分に注意し、同様の事例が起こらないよう、また、経緯や経過等保護者への説明責任、教育委員会への報告についても記録を残されたい。

(各幼・小・中学校 共通事項)

イ. GIGA スクール構想に伴い 1 人 1 台のパソコンの保有になっているが、常に持運びをしているためか修繕が多数見受けられる。精密機器であるため取扱いに注意されたい。

(各小・中学校 共通事項)

ウ. 遊具の安全点検に伴い危険判定をされた遊具については使用せず、早急に修繕を行い事故につながらないように努められたい。

(各幼・小・中学校 共通事項)